

論点に対する回答

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	国土交通省（建設工事・測量）
論 点	<p>1. 行政手続コスト 20%以上削減について</p> <p>① 経営事項審査に係る手続、競争参加資格申請に係る手続それぞれの、行政手続コスト削減の進捗、今後の削減見込みについて、具体的・定量的に御説明いただきたい。 その際、以下の取組については必ず御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項審査の申請に係る一部の書類について、申請者、許可行政庁双方にとって過大な負担となっている申請書類の簡素化についての検討結果と、電子申請化についての検討状況。 ・ 中央公共工事契約制度運用連絡協議会における競争参加資格審査に係る書類の様式統一化の進展状況とコスト削減効果（取組開始前の状況、取組内容、取組を経た改善状況並びに今後の見込みについて、具体的にお示しください）。

【回 答】

- ① ・経営事項審査の申請に係る書類簡素化の方針については、建設業者や申請手続きを代行している行政書士へのアンケート及びヒアリングを行い、特に作成負担の大きい書類を特定している。前回の会議にて報告させていただいたが、経営事項審査にて提出する書類の作成には、一申請者あたり平均4時間26分の行政手続コストがかかっている。申請者へ作業時間の内訳を聞き取ったところ、作業時間の内50%程度が工事経歴書の作成、25%程度が技術職員名簿の作成に時間を要しているとのことで、これら2つの書類を中心に簡素化について検討を行ってきたところ。

工事経歴書は申請者が一年間に受注した工事について、完工高の大きい順に、合計の完工高の7割に達するまで記載された書類だが、その工事金額の確認書類として地方整備局では現在、完工高上位5件分の工事の請負契約書等の添付を求めている(29業種全てについて経営事項審査を受審するならば、エビデンス提出対象の工事は145件)。そこで、工事経歴書の作成の作業負担を削減するために、提出対象とする範囲を上位3件とする運用を検討している。この運用により、工事経歴書作成に係る作業時間が40%(53分)削減可能となる。

また、技術職員名簿については、申請者が雇用する労働者のうち、技術検定や技術士等、経営事項審査にて加点している資格を有する者を記載していただいているところ、添付書類として合格証明書等試験に合格したことを証する資料も提出を求めている。こうした資格保有の状況については、過去に虚偽申請も複数発生しているので、確認しないという運用は基本的には困難だが、他方で、有効期限の定めがない資格を保有している者については、毎年資料の提出を求めて確認を行う必要はないと思われるので、過去提出を受けていれば以降の提出は不要とする運用を考えている。この運用によって、25%(16分)程度の作業時間の短縮に繋がるもの、と申請者からヒアリングで聞いている。

以上、2つの対応によって、合計で約26%(1時間9分)の行政手続コスト削減が期待できると考えている。

また、電子申請システムについては、令和4年度より運用できるよう準備しているところ。来年度は5,300万円強の予算をいただいているので、システムの構築に取りかかる予定。

・競争参加資格審査手続における申請者の負担の軽減、行政事務の合理化等を図るため、平成12年9月の中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式（以下「統一様式」という。）を使用し運用を行っていた。

その後、新たに同連絡協議会に加入した一部の機関では、独自の様式を使用するなど行っていたため、統一様式を使用するよう要請するとともに、統一様式以外に別途追加書類を求めている機関については、追加書類の必要性を再確認した上で、不要とする方向で検討するよう要請を行った。

その結果、平成31年度より統一様式を使用するとともに、一部の機関では追加書類を不要とした（約10%（13,479時間）の短縮）。

これ以外の引き続き追加書類を求めていた一部の機関においても、令和2年11月以降、追加書類を求めないこととする予定（約22%（28,403時間）の短縮）。

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	国土交通省（建設工事・測量）
論 点	<p data-bbox="368 461 979 495">2. 提出資料簡素化の取組（簡易確認型）</p> <p data-bbox="368 555 1426 880">② 簡易確認型（競争参加資格確認資料についてこれまで約 15 種類 70 枚程度提出していたが、簡易技術資料 1 枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には評価値上位 3 者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認）について、これまでの取組と令和 2 年 3 月までの普及目標、現在の普及状況について御説明いただきたい。また、最新の普及状況等を踏まえ、今後の取組についてご説明いただきたい。</p>
<p data-bbox="161 947 1426 1200">② 競争参加資格における「簡易確認型」については、平成 28 年度から一部の整備局で試行をはじめ、令和元年度は全国 10 地方整備局等（以下、「地整」という。）のうち 8 地整で試行を実施。また、4 地整において、各地方整備局が毎年それぞれ作成をしている入札契約に関するガイドラインに、本格導入するための運用方法を規定している。</p> <p data-bbox="196 1211 1426 1361">令和 2 年度については、試行の結果を踏まえ、すべての地整の同ガイドラインに、簡易確認型を本格導入するための運用方法が規定されるよう指導をしていく。</p>	

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	国土交通省（建設工事・測量）
論 点	<p>3. その他</p> <p>③ 地方における入札契約手続の簡素化に向けた取組について、「地域発注者連絡協議会」を活用した情報共有等これまでの取組と成果、今後の取組方針について御説明いただきたい。</p> <p>④ 競争参加資格申請のインターネット一元受付システム（H29年5月25日 第16回行政手続部会にて御説明いただいた。当時の利用者数は23機関）で申請を行えば、申請者へのメリットが大きい（希望機関への一括申請や、前回申請時のデータ呼び出し等）とのことだったが、現在の普及状況と今後の課題について御説明いただきたい</p>
	<p>③ 地域発注者協議会については、ブロック毎に国の機関や都道府県が中心となる「協議会」と市区町村が中心となる「県部会」を組織しており、「品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針）」に記載されている内容や、それぞれの地域の実情に応じた課題について、議論や情報共有を行っているところ。入札契約手続きの簡素化については、国土交通省直轄の取組の紹介を行っている。</p> <p>令和2年1月に運用指針が改正されたことも踏まえ、引き続き、入札契約手続の簡素化に向けた取組についても積極的に情報共有を行っていく予定。</p> <p>④ 競争参加資格申請のインターネット一元受付システムは、平成10年度から国土交通省（旧建設省）にて運用を開始し、平成16年度からは、各府省等も参加して申請窓口を一本化している。（計23機関。利用率97.5%）</p> <p>申請者へのメリット等を説明しつつ、インターネット一元受付への参加について、引き続き働きかける。</p>